

平成21年3月13日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成21年3月13日
開会 13時57分 閉会 14時49分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 5名
委員長 中野敏勝
委員 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏 杉坂達男
議長 古川 稔
- 4 欠席委員 永井繁樹
- 5 傍聴者 中橋友子、谷口和弥、野原恵子、勝毎、一般3名
- 6 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 国安弘昭
- 7 審査事件 議案第22号 幕別町地域福祉計画策定委員会条例
議案第23号 幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例
議案第21号 幕別町介護保険臨時特例基金条例
議案第30号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
陳情第4号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援
予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書
陳情第5号 障害者自立支援法を廃止し、新たな法制度を求める意見書
の提出を求める陳情
- 8 審査結果 別紙
- 9 審査内容 別紙

委員長 中野敏勝

◇ 審 査 内 容

(13:57 開会)

○委員長（中野敏勝） ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

○委員長（中野敏勝） 本日の議案につきましては、お手元に配布のとおりですが、先日の委員会で条例につきましては、質疑までが終了していますので、意見を聞くことから始めます。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 異議なしと認めます。

まず、議案第22号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例に関し意見がありますか。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 次に、幕別町地域福祉計画策定委員会条例の討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 討論がない様でありますので、採決をいたします。

議案第22号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 異議がないものと認めます。したがって議案第22号、幕別町地域福祉計画策定委員会条例は、原案のとおり可決いたしました。

○委員長（中野敏勝） 次に、議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例に関し意見がありますか。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 次に、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 討論がない様でありますので、採決をいたします。

議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 異議がないものと認めます。したがって議案第23号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例は、原案のとおり可決いたしました。

○委員長（中野敏勝） 次に、議案第21号、幕別町介護保険臨時特例基金条例に関し意見を求めます。

意見ありませんでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） 次に、幕別町介護保険臨時特例基金条例の討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（中野敏勝） ないようですので、これを採決をいたします。

議案第21号、幕別町介護保険臨時特例基金条例は原案のとおり決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議ないの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議がないものと認めます。したがって議案第21号、幕別町介護保険臨時特例基金条例は、原案のとおり可決いたしました。

○委員長(中野敏勝) 次に、議案第30号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例に関し意見を求めます。

増田委員。

○委員(増田武夫) この前、理事者から説明を受けたわけでありますけども、この制度の欠陥としてね、このサービスの提供が多くなれば多くなるほど保険料に跳ね返ってくるという、こういう不合理な点があるわけで、この点については、国にしっかりと、国の予算を投入して被保険者の保険料が上がらないような仕組みをしっかりと作ることが必要だと、それは制度の欠陥としてあるわけなんですけども、今回の改正で、月500円アップということであります。

この所得段階を8段階に分けたと、8段階9つに分けたという、そういう点では部分的に緩和されるという措置も講じられているわけでありますけども、しかしながら、値上げされたことで、第1段階の人たちさえも、3,000円アップされて、年間2万3千100円になると、こういうことになるわけです。

この人たちは、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者ということで、0.5をかけた数字になっているわけなんですけども、しかしながら、いろんな議論の中でも、この語られているように、こうした被保険者の置かれているその経済状況というのは、ますます厳しいものになってきているというのをご承知の通りであります。

こうした人たちは、極端なことを言えば、収入が無くてもこの2万3千100円の負担がかかってくるという、そういう、収入によって9つに分けてはいるとは言っても、やはり、負担能力の無い人にもこれだけの負担を求めるということは、いかにも厳しいのではないかというふうに思います。

一般会計からの繰り入れについて、この前、理事者に質問したところ、全国では60団体が繰入をしていると、そういうことで、繰入というものが、全く禁止されているとか、いろいろなことではないわけで、そういう手段が一つあるということ、それから、もうひとつ大事なことは、そうした繰入をして、下げるということを、保険料を下げるという、そういう手段を取らなくても、一般会計の中でも、福祉の施策でもこういう人たちに減免にあたるこの手当をすることが可能だというふうに思うのです。

こうした介護保険料もそうでありますけども、75歳以上のお年寄りの後期高齢者医療制度でも、次第にこれから保険料が引き上げされたり、滞納者が増えていくということも十分予想されるわけで、そうしたいろいろな諸情勢を勘案しますと、やはり制度的に上げざるを得ないような状況があったにしても、それを負担能力のない人たちに対する減免制度は、何らかの形で取るべきだと、そういうのが私の意見であります。

そうしないと、やはり介護保険の保険料を滞納せざるをえない事態を呼ぶことになるというふうに思います。

お年寄り、介護を受けなければならないお年寄りが、それこそ何年生きられるかわからないという状況、介護を受けながら、保険料の心配もしなければならないというような、悲しい事態にはすべきではない。やはりそれは、地方自治体の最低限の役割ではないかと、そうしないことが最低限

の役割ではないかというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 他に意見がありませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 無いようですので、次に、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の討論を行います。

原案に反対の方の意見を求めます。

増田委員。

○委員（増田武夫） 今、議題になっております、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例については、今の意見の中でも述べましたけれども、引き上げそのものが、低所得者にとっては、そく生活の困難に結びついていくという、そういう状況にあります。そういう人たちが年々増えていく状況にあるわけで、そのことを考えますと、やはり地方自治体として、保険料の減免制度をしっかりと持った上で、こうした引上げ等の措置が講じられるべきだと、そのように考えるところです。

いろんな、理事者に対するこの質疑の中でも、そうした減免制度を持つという意思は見られないわけでありまして、そうした状況の中では、この引上げの条例を認めるわけにはいかないと思います。

○委員長（中野敏勝） 次に賛成者の意見を求めます。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 積極的に賛成するわけではありませんけれども、介護保険の制度そのものは、やっぱり、持つ意味はやはり応分の負担ということで行わなければならないということと、今回、出されているなかでは、準備基金もほぼ、昨日の一般質問の中ではまだ1千万ほどあるのではないかというお話もありましたけれども、ほぼ満度に3年間に分けて使うというようなこともありますし、私も実は介護保険、母親が受けているわけなんですけれども、この制度そのものは、大変私どもにしては助かるというのが実感であります。

本当に、この制度がなければ、私どもは、やはり介護するというのはほとんど出来ないというようなこともあります。先ほどから第8段階に分けたという、かなり減免されているという措置もとっていますので、積極的に賛成ではございませんけれども、止むをえないという判断をいたしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 他に討論ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） それでは、これより、採決をいたします。

議案第30号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（中野敏勝） 起立多数であります。したがって議案第30号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

○委員長（中野敏勝） 次に、陳情の審査に入りたいと思います。

陳情第4号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本、陳情について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

意見ございませんでしょうか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 今、少子化の時代ということで、いかに子育て支援をこの要請をあげて、国をあげて行っていくかということ、大きな課題でありますし、これからの、この日本を考えると最も大切な分野だというふうに思います。そうした中で、この陳情の趣旨にもありますけども、この保育・学童保育・子育て支援施策の整備、施策の拡充に対する請願が国会において、衆参両院で採択されているということでもあります。これは現在のそうした少子化の時代では当然のことでありまして、拡充と予算の大幅な増額というものが、国会の意思としても確認されていることだと思います。そうした中で、今、国は最近の審議会その他の中で、保育制度のあり方についても、いろいろな方針を打ち出してきているわけでもあります。厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会などでは、いくつかの方針を出してきているわけなんですけども、一つは保育というものを、自治体が直接責任を持って行っている、そういう保育制度から、保護者と保育所、民間の保育施設との直接契約でこれからやっていこうじゃないかという方向がだされようとしているのと、もうひとつ問題なのは、今、例えば園児一人に何平米が必要だとか、保育士は園児何人に一人だとかいう、そういう最低基準が設けられているのですけども、この最低基準をもっと緩和していく、あるいは廃止するというような、そういう方向まで出されようとしておりまして、先ほど言ったように、衆参両院で採択されている、そういう請願の内容とは逆の方向に行こうとしているわけなんです。

そうした点で今回出されている、この現行の保育制度の堅持拡充と保育、学童保育、子育て支援予算の大幅増額というのは、やはり、今、そういう意見を上げていくということは、非常に大事な時期ではないかというふうに思うのですよね。

そうした点で、是非ともこの陳情の内容にはね、賛同できる内容だと私自身は考えます。

○委員長（中野敏勝） 他に、ご意見ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 他にないようですので、討論に移りたいと思います。

原案に反対者の意見ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 討論がないようでありますので、採決をいたします。

本陳情について、採択することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は採択することに決定いたしました。

次に陳情第5号、障害者自立支援法を廃止し、新たな法制度を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本、陳情について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

ご意見ございませんでしょうか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 障害者自立支援法の、この障害者自立支援の関係については、一般質問でもあったわけなんですけども、この障害者自立支援法が、3年の見直しの時期ということで、政府もいろいろ今、準備をしているようでありますけども、この時期に、現在行われている自律支援法の

問題点がたくさんあるわけでなんですけれども、この問題点を障害者団体だとか、いろいろなそうした施設を運営されている方々だとか、そういうところから沢山出されてきたわけでありまして、それが政府にもそれを見直していこうという機運も出てきて、今回、そういういくらかの見直しが行われるようなことも聞いておりますけれども、しかしながら、そうしたものをさらに障害者団体その他に還元されるものに変えていくためにも、今回こうした意見書が採択されることが非常に重要だというふうに思います。

現在行われております、自律支援法が一番の問題点が応益負担、この益を受けた、これが益と呼べるかどうか分かんない、当然の権利ともいえるものなんですが、結局、重い障害を受けて、たくさんのいろんな援助を受ければ、それだけ、たくさんの料金の払わなければならない。重い障害の人ほど、たくさんの負担をしなければならないというのが、現在のあり方で、それはいろいろな改善もされてきているわけなんですけれども、根本的にはそれが解決されていない点の一つのわけであります。

もう一つは、障害の福祉施設を運営している人たちの報酬、事業者の報酬単価というものが大幅に引き下げられた結果、いろんな調査でも、経営が厳しくなったというのが大半の施設の実態であって、その辺の大幅な引き上げも、是非欠かせない課題であって、本町にもひまわりだとかいろいろな施設があるわけなんですけれども、そういう人たちにも非常に苦勞をかけているというふうに思います。

そうしたことが、是非とも改善される必要があると。

もう一つは、事業所に対する支払の方式が、日額制に替えられてしまったわけで、例えば、利用する人が、今までは月額制で、利用する人が、例えば、月のうちに10日しか利用しなくても、ひと月単位での報酬になるという、だから、都合によって、来られないときなんかがあったら、一日しか来れなかったら、一日の報酬しか出ない。しかし、施設の方では、一日来ても5日来ても、10日来ても同じ経費がかかるというようなことがあって、是非、日額制を月額制に直してほしいというのが、事業所の大きな経営上の要求でもあるんですけれども、なかなか今度の政府の見直しの案でも、この日額制から月額制に戻すということにはなっていないようでありまして、やはりそのことも、大きく声を上げていく必要がある。その他、この障害者自立支援法そのものが、介護保険制度とドッキングさせよう、将来はドッキングさせようという、そういうことで、作られた制度であるために、その歪もいろいろ出てきている。障害者の団体等の反対で、そのドッキングさせていくという、その方針は政府の方で取り下げてきているようでもありますけれども、そうした問題もあります。

その他、この8項目の陳情事項が出されているわけなんですけれども、それぞれに今の問題を解決していくには欠かせない、それぞれの課題だというふうに、僕自身も思います。

そうした点で、是非とも、今、声をあげていただくことが、今の3年経ったこの制度の改善のためには、欠かせない行為ではないかというふうに思います。そのことが私からの意見であります。

○委員長（中野敏勝） 他にご意見。

杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 今、この法律の精神を理解する上で、日常されている方々については、改正されて新しい法律を待っているわけなんですけれども、今、申し上げましたように、私どもはこの法律がどういった方向性をもつのかということを経験する上では、当然、これが改廃の要ありというような大きな議論となるわけであれば、私は廃止よりもむしろどんな方向に向いていくべきの世論を喚起するような、そういう形にすべきですが、本来なのかと思います。

従って、先ず世論というものはどういう方向に向かっているのかということについてを問題を参酌をしなければならないものですから、ここでは、私は廃止をすることよりも、むしろその精神に沿って大きく直していくんだという意見の喚起が必要でないかというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） その他ございませんでしょうか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 私も今、杉坂委員と同じ内容なんですけども、改正をしながらですね、この陳情事項にそったようなものに出来るのであれば、その方がいいとは思いますが。

陳情主旨、陳情事項、それどっちも野原議員の一般質問にもありましたし、内容そのものもよくわかっているつもりであります。でありますから、この最初の見出しに出ています、障害者自律支援法廃止、この辺のことをもう少しクリアできれば、この陳情書は私は、いろんな話し合いができるのではないかと、そう思います。

○委員長（中野敏勝） その他ございませんでしょうか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 第1項に、現行の自律支援法の廃止ということが、謳われているんですよ。今の障害者自律支援法、いろいろ問題があると思うのですが、その中の一つ大きなあれは、この障害者自立支援法で、それから介護保険法だとかいろいろあるんですが、その谷間で救えない分野があるということで、例えば、難病の人たちだとか、それから、発達障害の人たちだとか、それから高次脳機能障害をはじめとする障害だとか、そういうものが、この対象になって、この谷間になっているというような問題もあって、やっぱりそういう人たちも含めた総合的な福祉の制度にしてほしいという、そういう意図が含まれているんだと思うんですよ。そういうものがしっかりと、包含されてあらゆる分野の人たちが、この制度で、この制度といいますか、法律で救いとられていかなければならないという意味もあって、この廃止して新しいものにしてほしいという、そういうものがだされているんだというふうに思うんですよ。

だから、その辺についてもふくまれているというふうに私自身思っております。

○委員長（中野敏勝） 他に。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 増田委員の廃止を求める気持ちもわかりますけども、やはり、そこいくまでに、先ずは見直しということがですね、私は一番大事じゃないかと思えます。常に見直しをしていってもらえる、もちろんいろんな人の意見も大事ですから、直ぐに、7番、8番に書かれていることは、本当に障害のある子供たちに保障するとか、そういうことが非常に大事ですけども、廃止という言葉はあまりにもで、是非そのへんも組みながら見直していけるような形をしていただけたらと思います。

○委員長（中野敏勝） それぞれ意見が出ておりますけども、討論を行って行きたいと思えますけどもよろしいでしょうか。

（休憩を求める声あり）

○委員長（中野敏勝） それではここで暫時休憩をいたします。

（14：31 暫時休憩）

（14：35 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩をとして再開いたします。

今、様々な意見が出ておりますけども、この文言の変更、こういうものをすればというのも出て

おりますますので、これは、陳情者と直接やり取りをしてもらってですね、その後、皆さんに意見を求めていくというようなことでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) このままの状態ではですね、差し戻しをすると。そのようなことで決めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) それではですね、障害者自立支援法のこの陳情ですけども、一旦、差し戻しをしてですね、そして、もう一度、審議をするというような形でよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) 暫時休憩いたします。

(14:38 暫時休憩)

(14:39 再開)

○委員長(中野敏勝) それでは休憩を解いて再開いたします。

杉坂委員。

○委員(杉坂達男) 以後の日程については、正副委員長に一任いたします。

○委員長(中野敏勝) 陳情第5号の障害者自立支援法を廃止して新たな法制度を求める意見書の提出を求める陳情、この問題については、正副委員長に一任するという意見が出たんですけども、これでよろしいでしょうか。日程ですね。日程を後ほど決めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) それでは次にその他の所管事務調査についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

議事課長。

○議事課長(仲上雄治) 所管事務調査項目について、ご説明させていただきます。

先日の議案の後につけていたんですけども、新旧対照表。

続けます。

今までの事務分掌では、各事項を網羅しておりましたが、新たに部に変更するというたたき台を作りました。これは新たな事務が発生したときに、直ぐに対応できる、所管事務の迅速な対応を目指すものです。

ただし、所管事務を決める場合においては、例えば民生部に関する事項というふうに決めますと、あまりにも漠然としますので、例えば老人福祉に関する事項ということを決めておいていただきたいと思えます。

それとですね、もう一つ、緊急時の対応のために、緊急時の対応のためといいますか、何か皆さんと協議したい事項、あるいはお知らせしたい事項があった時のためにですね、その他所管に関する事項というのを、一項目加えまして、2項目を所管事務調査として上げていくというようなことで検討をいただきたいと思えます。

○委員長(中野敏勝) それでは、各委員の方からその他の事項で何かございませんでしょうか。

その他の部分でですね、意見ございませんでしょうか。

いままでのやった部分でですね、確認をいたしますけども、この状態でよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

暫時休憩いたします。

(14：45 暫時休憩)

(14：49 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩を解いて再開します。

これで本委員会に付託された案件の審査が一部残りしましたが終了いたします。

これをもって次の日程は正副委員長で決めたいということですので、それを決まり次第連絡いたします。

これをもって委員会を終了いたします。

(14：49 閉会)